

覚せい剤取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年8月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第48号

覚せい剤取締法施行細則等の一部を改正する規則
(覚せい剤取締法施行細則の一部改正)

第1条 覚せい剤取締法施行細則(昭和26年香川県規則第56号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p data-bbox="235 411 459 435"><u>覚醒剤取締法施行細則</u></p> <p data-bbox="206 472 380 496">(書類の提出部数)</p> <p data-bbox="168 515 1099 571">第1条 <u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号。以下「法」という。)の規定により知事を経て厚生労働大臣に提出する書類の部数は、正副2部とする。</p> <p data-bbox="206 603 291 627">(指定証)</p> <p data-bbox="168 632 1099 715">第3条 知事は、法第35条第2項の規定により県の開設する病院又は診療所について<u>覚醒剤施用機関</u>の指定を行ったときは、<u>県の開設する覚醒剤施用機関指定証</u>(第2号様式)を当該施用機関の管理者に交付するものとする。</p> <p data-bbox="168 746 421 770">第1号様式(第2条関係)</p> <p data-bbox="504 791 772 815">覚 醒 剤 交 付 証 明 書</p> <div data-bbox="302 823 981 858" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="302 866 436 890">注 1～6 略</p> <p data-bbox="168 922 421 946">第2号様式(第3条関係)</p> <p data-bbox="504 967 772 991">県の開設する<u>覚醒剤施用機関指定証</u></p> <table border="0" data-bbox="353 1026 795 1142"><tr><td>指定番号第</td><td>号</td></tr><tr><td></td><td>病院(診療所)の所在地</td></tr><tr><td></td><td>病院(診療所)の名称</td></tr></table> <p data-bbox="324 1185 974 1241"><u>覚醒剤取締法</u>第35条第2項の規定により<u>覚醒剤施用機関</u>の指定を行ったことを証明する。</p> <p data-bbox="436 1273 593 1297">年 月 日</p> <p data-bbox="705 1430 940 1453">香川県知事 印</p>	指定番号第	号		病院(診療所)の所在地		病院(診療所)の名称	<p data-bbox="1198 411 1444 435"><u>覚せい剤取締法施行細則</u></p> <p data-bbox="1169 472 1344 496">(書類の提出部数)</p> <p data-bbox="1131 515 2063 571">第1条 <u>覚せい剤取締法</u>(昭和26年法律第252号。以下「法」という。)の規定により知事を経て厚生労働大臣に提出する書類の部数は、正副2部とする。</p> <p data-bbox="1169 603 1254 627">(指定証)</p> <p data-bbox="1131 632 2063 715">第3条 知事は、法第35条第2項の規定により県の開設する病院又は診療所について<u>覚せい剤施用機関</u>の指定を行ったときは、<u>県の開設する覚せい剤施用機関指定証</u>(第2号様式)を当該施用機関の管理者に交付するものとする。</p> <p data-bbox="1131 746 1384 770">第1号様式(第2条関係)</p> <p data-bbox="1444 791 1758 815">覚 せい 剤 交 付 証 明 書</p> <div data-bbox="1265 823 1944 858" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="1265 866 1400 890">注 1～6 略</p> <p data-bbox="1131 922 1384 946">第2号様式(第3条様式)</p> <p data-bbox="1467 967 1758 991">県の開設する<u>覚せい剤施用機関指定証</u></p> <table border="0" data-bbox="1317 1026 1758 1142"><tr><td>指定番号第</td><td>号</td></tr><tr><td></td><td>病院(診療所)の所在地</td></tr><tr><td></td><td>病院(診療所)の名称</td></tr></table> <p data-bbox="1288 1185 1937 1241"><u>覚せい剤取締法</u>第35条第2項の規定により<u>覚せい剤施用機関</u>の指定を行ったことを証明する。</p> <p data-bbox="1400 1273 1556 1297">年 月 日</p> <p data-bbox="1668 1430 1904 1453">香川県知事 印</p>	指定番号第	号		病院(診療所)の所在地		病院(診療所)の名称
指定番号第	号												
	病院(診療所)の所在地												
	病院(診療所)の名称												
指定番号第	号												
	病院(診療所)の所在地												
	病院(診療所)の名称												

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 略</p> <p>健康福祉総務課～医務国保課 略 薬務感染症対策課 (1)～(3) 略 (4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、<u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)の施行に関すること。 (5)～(13) 略 生活衛生課 略 2 略</p>	<p>第7条 健康福祉部の各課(子ども政策推進局の各課を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。 健康福祉総務課～医務国保課 略 薬務感染症対策課 (1)～(3) 略 (4) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、<u>覚せい剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)の施行に関すること。 (5)～(13) 略 生活衛生課 略 2 略</p>

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第3条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>別表4(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項</p> <p>1～9 略</p> <p>10 保健所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係事務</th> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">所長等 委 任</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>所長等</th> <th>課長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～21 略</td> </tr> <tr> <td>22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務</td> <td>(1)～(7) 略 (8) 薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法14条1項・13項) (9) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。(法14条14項)</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>法...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法</td> <td>(10)～(21) 略 (22) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しく</td> </tr> </tbody> </table>	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		所長等	課長等	1～21 略					22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務	(1)～(7) 略 (8) 薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法14条1項・13項) (9) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。(法14条14項)	略			法...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	(10)～(21) 略 (22) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しく	<p>別表4(第3条、第4条関係) 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項</p> <p>1～9 略</p> <p>10 保健所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係事務</th> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">所長等 委 任</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>所長等</th> <th>課長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">1～21 略</td> </tr> <tr> <td>22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務</td> <td>(1)～(7) 略 (8) 薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法14条1項・9項) (9) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。(法14条10項)</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>法...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法</td> <td>(10)～(21) 略 (22) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しく</td> </tr> </tbody> </table>	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		所長等	課長等	1～21 略					22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務	(1)～(7) 略 (8) 薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法14条1項・9項) (9) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。(法14条10項)	略			法...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	(10)～(21) 略 (22) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しく
関係事務				事 項	所長等 委 任	決裁区分																																	
	所長等	課長等																																					
1～21 略																																							
22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務	(1)～(7) 略 (8) 薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法14条1項・13項) (9) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。(法14条14項)	略																																					
法...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	(10)～(21) 略 (22) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しく																																						
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分																																				
			所長等	課長等																																			
1～21 略																																							
22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務	(1)～(7) 略 (8) 薬局製造販売医薬品の製造販売を承認し、又は当該承認事項の一部変更を承認すること。(法14条1項・9項) (9) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。(法14条10項)	略																																					
法...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法	(10)～(21) 略 (22) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しく																																						

律 政...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 省...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 規...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則	は貸与業者（以下この関係事務において「医療機器の販売業者等」という。）から報告をさせ、又は当該職員に、薬局等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条1項から3項まで、5項）
	(23) 卸売販売業者、再生医療等製品の販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者（医薬品等の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者、医療機器の販売業者等並びに医療機器の修理業者を除く。以下この関係事務において同じ。）から報告をさせ、又は当該職員に、営業所等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条2項・5項）
	(24) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は医療機器の販売業者等に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。（法70条1項・3項）
	(25) 卸売販売業者、再生医療等製品の販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。（法70条1項・3項）
	(26)～(31) 略
23～31 略	

11～32 略

律 政...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 省...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 規...医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則	は貸与業者（以下この関係事務において「医療機器の販売業者等」という。）から報告をさせ、又は当該職員に、薬局等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条1項から4項まで）
	(23) 卸売販売業者、再生医療等製品の販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者（医薬品等の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者、医療機器の販売業者等並びに医療機器の修理業者を除く。以下この関係事務において同じ。）から報告をさせ、又は当該職員に、営業所等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条2項・4項）
	(24) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は医療機器の販売業者等に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。（法70条1項・2項）
	(25) 卸売販売業者、再生医療等製品の販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者に対し、医薬品等の廃棄等の措置を命じ、又は当該職員に医薬品等の廃棄等の処分をさせること。（法70条1項・2項）
	(26)～(31) 略
23～31 略	

11～32 略

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部改正)

第4条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(本人確認情報を利用することができる事務) 第2条 略 2～6 略 7 略	(本人確認情報を利用することができる事務) 第2条 略 2～6 略 7 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 覚醒剤取締法第12条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 8～16 略

- (1) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 覚せい剤取締法第12条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 8～16 略

附 則

この規則中第1条、第2条及び第4条の規定は公布の日から、第3条の規定は令和2年9月1日から施行する。